

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和16年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第109号  
令和5年7月20日  
警察庁交通局交通規制課長

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について(通達)

令和5年5月17日に公布された災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)及び災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)により、同年9月1日から災害発生より前においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになるほか、標章及び証明書に係る書換え交付並びに再交付に係る規定が整備されたことに伴い、緊急通行車両等の確認等に係る審査基準のモデルについて、別添1から16までのとおり制定したので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について(令和5年7月18日付け警察庁丁規発第94号)は本日付で廃止する。

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：災害対策基本法施行令
根 拠 条 項：第33条第1項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：災害対策基本法施行令
根 拠 条 項：第33条第2項
処 分 の 概 要：災害発生前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が災害対策基本法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審査基準

年 月 日作成

法令名：災害対策基本法施行規則
根拠条項：第6条の3第1項
処分の概要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問合せ先：
備考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：災害対策基本法施行規則
根 拠 条 項：第6条の4第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第12条第1項
処 分 の 概 要：緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第21条第2項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。</li> <li>2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</li> <li>3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</li> <li>4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。</li> </ol>
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審査基準

年 月 日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の3第1項
処分の概要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問合せ先：
備考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項：第6条の4第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>災害対策基本法施行令第33条第2項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が原子力災害特別措置法第26条第2項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</li> <li>2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</li> <li>3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。</li> </ol>
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第1項又は第2項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第1項又は第2項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第2項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条、第11条、第16条又は第21条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項：第39条
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：